

「長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請兼口座振込依頼書」記入上の注意

各項目について、次により漏れなく記入してください。

◆基準日は、7月1日です。

なお、7月2日以降に入学することが定められている場合は入学日、前倒し給付を希望する場合には4月1日です。

◆申請者について

イ 「高校生等との関係」の欄は、申請者と対象となる高校生等の関係について、該当するものに○をしてください。なお、「その他」に該当する場合は、（ ）内に関係を記入してください。

ロ 申請者住所は、住民票の住所（必ず長野県内となります。）を記入してください。

◆振込先口座について

イ 口座は申請者本人（申請書の申請者欄に記載のある保護者等）の普通預金口座名義に限ります。

ロ 奨学給付金の受領を第三者に委任する場合は委任状（様式5）を提出してください。

ハ ゆうちょ銀行の場合、支店名は漢数字3桁を記入してください（例：一一八）。

ニ 連絡先電話番号は、日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。

【1 対象となる高校生等について】

イ 在学する学校は、現在通っている学校について、記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公立を問わず次のものをいいます。

- ・高等学校 ・中等教育学校の後期課程 ・高等専門学校（第1学年から第3学年まで）
- ・専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの

ハ 「学校の種類」、「課程・学科」の欄は、該当するものの□にレ印を付けてください

ニ 高校生等が過去に高等学校等に在学したことがある場合には、「過去の高等学校等における在学期間」の欄に、在学した学校の名称、在学期間等を記入してください。学校の種類・課程・学科は、次から該当するものを選択して記入してください。

- ①高等学校（全日制）、②高等学校（定時制）、③高等学校（通信制）、④高等学校（専攻科）
- ⑤中等教育学校（後期課程）、⑥中等教育学校（専攻科）、⑦高等専門学校（1～3学年）、
- ⑧専修学校（高等課程）昼間学科、⑨専修学校（一般課程）昼間学科
- ⑩専修学校（高等課程）夜間等学科、⑪専修学校（一般課程）夜間等学科、
- ⑫専修学校（高等課程）通信制学科、⑬専修学校（一般課程）通信制学科、
- ⑭各種学校（外国人学校）、⑮各種学校（その他）

*複数の学校に在学した場合は、在学した全ての学校について行を分けて記入してください。

ホ 児童福祉法による児童入所施設（母子生活支援施設を除く）に入所し、見学旅行費又は特別育成費が措置されている者は、支給対象外です。

【2 奨学給付金の受給状況について】

イ 平成26年度以降に本給付金を受給した場合は、②の□にレ印を付けて、必要事項を記入してください。（長野県以外の都道府県又は長野県教育委員会等から受けた同様の給付を含みます。）

ロ 当該年度に、すでに長野県以外（長野県以外の都道府県又は長野県教育委員会等）から、本給付金と同様の給付を受けた場合（申請書を提出している場合を含む）は、申請することはできません。

【3 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】

（一）保護者等の収入について

基準日現在の状況について、（１）～（３）のうち該当するものの□にレ印を付けてください。

イ 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤を除きます。

- ①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ （１）は、基準日現在、生活保護（生業扶助）受給世帯に該当する場合、□にレ印を付けてください。また、生活保護受給証明書（生業扶助（高等学校就学費）を受給していることを証明する書類）を添付してください。

ハ （２）は、基準日現在、非課税世帯に該当する場合、添付する課税証明書等が誰のものかにより、①～⑥の該当するものの□にレ印を付けてください。

- ・①又は③に該当するときは、保護者全員分の課税証明書等（課税証明書、非課税証明書等）を添付してください。
- ・②に該当するときは、必ず「親権者」の状況を確認のうえ、記入してください。
- ・②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、（２）④及び⑤並びに（３）での「親権者が存在しない場合」に該当します。
- ・④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

（二）生計維持者の収入の状況について

イ 生計維持者とは、

- ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（２名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
- ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（i）～（iv）に掲げる者である場合当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - （i）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - （ii）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第１項第３号の規定により同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の２に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - （iii）満18歳となる日の前日において児童福祉法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - （iv）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

- ロ (二) 生計維持者の収入の状況について①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- ハ (二) 生計維持者の収入の状況について②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ニ (二) 生計維持者の収入の状況について⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【4 誓約事項】

- イ 枠内に記載してある事項を確認し、署名をしてください。
- ロ 項目2（3）について、長野県内に設置されている私立高等学校等に在学している場合のみ、高等学校等就学支援金の申請等で当県に提出された課税証明書等を、この給付金の申請に必要な課税証明書等の代用としますので、その旨承諾をお願いします。また、高等学校等就学支援金を個人番号により申請した場合や長野県外の私立高等学校等に在学している場合は、課税証明書等の原本を提出してください。ご理解をお願いします。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、この奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。